

※ 幹事報告 中村大祐幹事

幹事報告をご覧ください。

- 26日に東京羽田RCの夜間例会へMake-Upがあります。
- 30日にランニング同好会があります。
- 地区関係で23日に米山奨学生入学式があります。

※ 出席報告 荻野梓委員長

本日分	4月13日	Zoom参加	名
会員数	101名	Make-Up	29名
会場参加	50名	出席率	81.44%



※ ニコニコ資金報告 寺田美津司委員

前日までの累計	1,222,235円
本日の計(39件)	45,000円
本日までの累計	1,267,235円



①本日の卓話  
本庄安寿さん、米田和弘さん、会員卓話楽しみにしています。

安寿ちゃん、初めての卓話ががんばってね。今日は社交ダンスレッスンの日です。出席お願い致します。米田さん、安寿さん楽しみにしています。本庄さん、米田さん卓話楽しみにしています。米田さん卓話ががんばって下さい。卓話よろしくお願いいたします。北村さん、たけのこありがとうございます。初夏の陽気で気持ちがいいですね。本日の卓話、本庄さん、米田さん、楽しみです。金子さん、平林さん川口ロータリーへようこそ。卓話楽しみにしています。新会員卓話、よろしくお願いいたします。卓話楽しみにしています。よろしくお祈りします。浅沼良成会員同様の趣旨で 岩崎真佐美会員、金子邦彦会員、小川長四郎会員、渡部行光会員、佐藤龍会員、柳澤昭子会員、増田泰久会員

②入会式  
金子真由美さん、平林さん、ようこそ！ 金子さん、平林さん、ご入会いただきありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

※ 本日の行事

● 配偶者誕生祝



北村透会員、白井靖会長、寺田美津司会員

金子様、ようこそいらっしゃいました。金子さんようこそ。平林さん、初日からニコニコ当番ありがとうございました。ようこそ川口RCへ。同様の趣旨で。これからお世話になります。よろしくお祈りいたします。

これからよろしくお願いいたします。  
③配偶者誕生祝  
配偶者誕生祝い、ありがとうございます。配偶者誕生祝い、ありがとうございます。妻の誕生祝い、ありがとうございます。配偶者誕生祝い、おめでとございます。  
④その他  
4/30のランニングは王子のイタリアンアステリアが集合場所です。ランニング、ウォーキングの方、お待ちしております。

白井靖会長  
清掃活動ご苦労さまでした。川口の町がきれいになります。だんだん暑くなってきました。体に気を付けて下さい。今朝からの清掃作業ご苦労様でした。6,000歩になりました。今日は朝から清掃おつかれ様でした。市民参加、アクトの参加うれしかったですね。本日、川口市役所固定資産税課に行き、名寄帳を取ってきました。個人はともかく、法人は登録印が必要と言われましたが、用紙に押印の所が無いので、少し文句を言いました。今日は一年で最もゆううつな日です。4/9の新レクサスでのコンサート、お越し頂きました方々、ありがとうございます。北村さん、竹の子ありがとうございます。田中さん、芸術劇場のチケットありがとうございます。楽しみにしております。

4月22日14:00から、川口出身の浮ヶ谷孝夫さんのコンサートが池袋の芸術劇場であります。行ける方はお知らせ下さい。1,000円、お金だけ。



ロータリー財団寄付をお願い致します。

● 本庄安寿 新会員

1992年、東京生まれ、現在埼玉県川口市在住。  
大学時代からダンスサークルに所属しストリートダンスを始める。(駒沢大学出身)確かなロッキングに裏付けされた基礎力、且つグルービーでエネルギー溢れるスタイルは唯一無二。ダンスバトルを中心に関東のみならず全国各地にそしてアジアをメインに世界にも名を轟かす。また、自身がオーガナイズするバトルイベント"THE REAL"(ザリアル)では延べ1500名以上の動員に成功。2015年のDANCE@LIVE FINAL RIZEsIDEにて優勝し大学日本一を果たし、2018年に台湾で行われたOBS 2018 (OceanBattle Session) LOCK 1on1 BATTLEでは日本人歴代初のLOCKsideの優勝者となり世界大会優勝のタイトルを獲得。後輩の育成やイベント運営など関東のダンスシーンの発展に幅広く動きつ、自身の挑戦も今なお続けるレベゼン東京、実力派女性ロックダンサー。



YouTube



Instagram



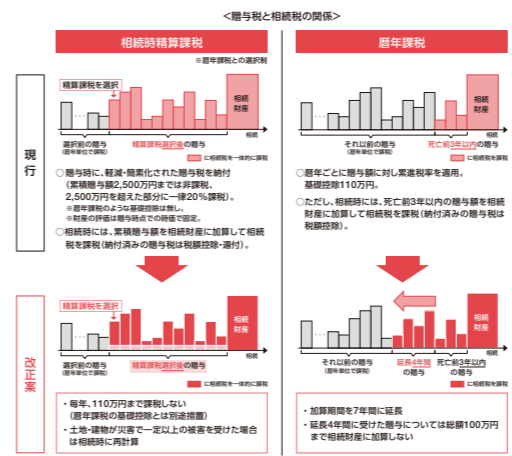
● 米田和弘 新会員

2 資産課税

資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等(案)

- 相続時精算課税制度について、現行の暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算する見直しを行います。
- 暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年時から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない見直しを行います。

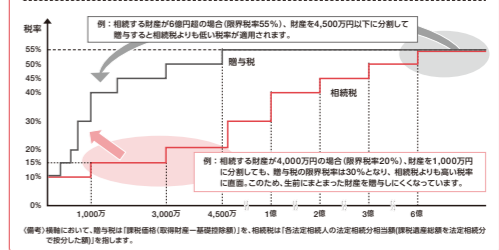
※上記見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。



- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を3年延長します。
- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長します。

コラム①(改正の背景について)

- 贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっています。
- 実際、相続税がかからない方や相続税がかかる方であっても多くの方にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が高いため、若年層への資産移転が進みにくくなっています。
- 他方、相続税がかかる方の中でも相続財産の多いごく一部の方にとっては、相続税の税率よりも贈与税の税率の方が低いいため、財産を分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用されます。



コラム②(相続時精算課税制度について)

- 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年(2003年)に導入されました。
- 暦年課税との選択制です。

(計算例)3,000万円生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合(法定相続人が配偶者と子2人の場合)

【贈与時】		【相続時】		【合計納税額】
贈与税 3,000万円	基礎控除後の課税対象額 2,800万円	相続税 4,200万円 <4,800万円(基礎控除) >	基礎控除後の課税対象額 2,800万円	0円
2,800万円	特別控除額 2,500万円	基礎控除後の課税対象額 2,800万円	贈与税の納付控除額 2,800万円	1,036万円
納付税額	1,036万円	無税		1,036万円

(注1)相続時精算課税を選択できる場合、贈与者の死亡前3年以内の法定相続人及び子孫(注2)相続時精算課税を選択した場合、その特定受贈者からの贈与について、暦年課税の基礎控除(毎年110万円)の適用は受けられません。